

## 第1回会派運営協議会 合意事項

### ○会派の位置づけ

立憲・国民両党規約第29条の「共同会派」の結成とする。  
「会派をともにする」も可。統一会派は使用しない。

### ○会派運営協議会の構成

3党1会派の代表・幹事長・参院代表で構成する。(社保・社民は2名)

### ○会派名称

衆 「立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム」  
参 「立憲・国民・新緑風会・社民」

### ○会派役員人事

### ○政府提出法案への対応

- ・部会での法案ヒアリング等は、各党各会派別々に開催  
無所属の議員については要検討
- ・政府提出法案の賛否については、各党各会派で意思決定する前に事前調整をはかり、決定する

### ○委員会配置

- ・全会派所属議員の希望を募り、会派の国会対策の役員間で調整をし、会派運営協議会で決定する
- ・委員長、調査会長、理事の配置等については、原則、議員数割りとする  
ただし、当選年次、専門性、経験等を考慮するものとする

### ○会派の運営

- ・事務局は、各党各会派別々とする
- ・衆・代議士会、参・議員総会の開催は、現状では、衆院16控室、参院5控室で開催するものとする